

写

議案第九十二号

伝染病予防委員の手当支給に關する条例の一部改正について

次のとおり伝染病予防委員の手当支給に關する条例の一部を改正すること
について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規
定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

伝染病予防委員の手当支給に関する条例の一部を改正する条例

伝染病予防委員の手当支給に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「伝染病予防法」の下に「（明治三十年法律第三十六号）」を加える。

第二条中第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 医師 検疫予防に因り従事した日一日につき 三千円
- 二 その他の者 検疫予防に因り従事した日一日につき 千円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。